

## 児童扶養手当

児童扶養手当を受けることのできる方は、次の条件にあてはまる18歳未満の児童を監護している母親や、母に代わってその児童を養育している方で、児童が満18歳に達した年度末まで支給されます。

なお、児童が心身に基準以上の障害がある場合は、20歳になる誕生日まで手当が受けられます。

- ① 父母が離婚した後、父と一緒に生活をしていない児童
- ② 父が死亡した児童
- ③ 父が重度の障害（国民年金の障害等級1級程度）にある児童
- ④ 父の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父が法律により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 未婚の母の児童
- ⑧ 捨て子などで生まれたときの事情が不明である児童

ただし、次の場合は手当を受けられません。

- ・対象児童が母の配偶者（事実婚を含む）に養育されているとき。

- ・対象児童や児童扶養手当を受けようとする母または養育者が国民年金、厚生年金などの公的年金を受けることができるとき。
- ・支給要件に該当した日から5年以上経過しても手当の請求をしなかったとき。
- ・一定額以上の所得があるとき。

## 特別児童扶養手当

日常生活において、介護を必要とする20歳未満の児童を養育している父母、または父母に代わって児童を養育している方が手当を受けられます。ただし、次のような場合は手当を受けられません。

- ① 対象児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき。
- ② 対象児童が児童福祉施設などに入所しているとき。
- ③ 一定額以上の所得があるとき。

※問い合わせ先

保健福祉課 ☎82-8816



## 65歳以上の保険料改定

# 介護保険料が変わりました

保険料段階	対象者	従前の保険料 (月額)	改定後の保険料 (月額)
第1段階	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金受給者で、本人と世帯全員が住民税非課税の方	1,102円	1,250円
第2段階	・本人と世帯全員が住民税非課税の方	1,653円	1,875円
第3段階	・世帯員に住民税課税の方がいるが、本人は住民税非課税の方	2,205円	2,500円
第4段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得が200万円未満の方	2,756円	3,125円
第5段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得が200万円以上の方	3,307円	3,750円

介護保険は、国・県や町の負担金と40歳以上の方が納める保険料で運営されています。保険料は40歳から64歳までの方は国民健康保険等の医療保険料と併せて各医療保険者に、65歳以上の方は介護保険料として町に納めていただいています。

このうち65歳以上の方の保険料は、町が保険料の額を決めて年金から天引きするか、本人が直接町へ納めるかの何れかになりますが、この保険料の額は3年ごとに見直しされることになっています。保険料の額の見直しは、65歳以上の高齢者の人口や介護保険の利用者数・介護サービスの利用量などを、平成12年度からの実績と今後の見込み等を予測して決めるため、これらは今後確実に増加すると見込まれることから、65歳以上の方の介護保険料が改定となりました。